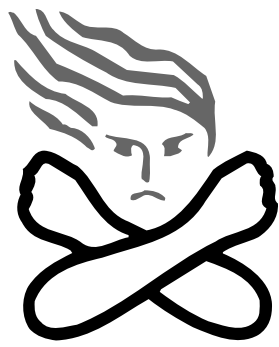




DV (Domestic Violence) (配偶者暴力)のこと



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

▶ DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係にあるパートナーに対してふるわれる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、何を言っても無視する、どなる、ののしるなども暴力に含まれます。日本では、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されたことで、以前は夫婦げんかとして見過ごされてきたことが、適切に対処されるようになりつつあります。

DVをなくしていくためには、「暴力はどんな理由があろうとも決して許されない」ということを、社会の共通認識にしていくことが重要です。

どうして早く逃げられないの？

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖を抱いていたり、繰り返される暴力の中で、自分が悪いのだと、自信を失ってしまい逃げられないのです。また、子どもがいれば学校のこと、経済的な問題、いつか加害者は変わってくれるのではないかという期待などから、逃げ出せないこともあります。

加害者ってどんな人？

加害者に一定のタイプはありません。人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で妻に暴力を振るっているなんて想像がつかない」と思われている人もいます。そのため、被害者は孤立しやすい状況に置かれます。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日の2週間、実施しています。(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

相談室からのメッセージ

今、どんな状況ですか？
危険を感じますか？
自信をなくしていますか？

協力してもらえる人を
一緒に探していきましょう。

辛い暮らしが長すぎて
自分らしさが損なわれた気持ちがあるなら、
一緒に立て直しましょう。

誰でも安心して暮らす権利があります。
人生の流れを変える方法はさまざまです。

あなたにとって望ましい
解決方法を見つけましょう。

男女平等推進センター相談員

配偶者暴力防止法が変わりました 平成20年1月11日施行

身体的な暴力だけでなく、生命・身体に対する脅迫を受けた場合も保護命令の対象になります。

被害者に対する電話・FAX・電子メール等を禁止する保護命令を発することができます。

被害者の親族等へ押しかけてくるケースがあるため、裁判所が必要と認める場合は、親族等への接近禁止命令を発することができます。

※保護命令:裁判所が加害者に対し、被害者に近寄らないよう発する命令です。被害者、同居の子、親族等への接近禁止、住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止、被害者への電話等を禁止することができます。違反した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

声を出すことが大きな第一歩。まずは相談してください。

- ・男女平等推進センター ☎5698-2211 (DV相談) 月曜日午前10時～午後5時(予約制)
- ・配偶者暴力相談支援センター
東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 毎日午前9時～午後9時
東京都女性相談センター ☎5261-3110 月曜日～金曜日午前9時～午後8時

緊急・夜間の場合

- ・警察 ☎110
- ・東京都女性相談センター ☎5261-3911

※相談は無料です。
※祝祭日、年末年始は休みの場合がありますので、お問い合わせください。

平成20年度 人権講座(同和問題)の様子

平成20年6月18日から7月2日まで、3回に渡り同和問題をテーマとした区民講座を行いました。「ケガレと差別の歴史」と題し、元労働大臣官房参事官の竹村毅さん(現・日本I.B.M(株)人事顧問)を講師としてお招きし、開催しました。今後もこのような講座を開催していく予定です。



また、他にも全国的には、身元確認のための戸籍謄本等の不正請求事件やインターネット上で同和地区出

みなさんは、同和問題(部落問題)も言う。以下「同和問題」と表記)のことをご存知ですか。人は自分の意志で生まれるところを選べることができません。それにもかかわらず同和地区(被差別部落)の出身という、ただそれだけの理由で、差別されてしまうという、非常に不合理な差別があります。これを同和問題(部落問題)といっています。平成19年度に実施した「第12回葛飾区世論調査」では、「知っている」と答えた方が「54.1%」、「知らない」と答えた方が「41.5%」でした。

さらに、子どもの結婚相手と同和地区(被差別部落)出身者だった場合の対応としては、同和問題を知っていると答えた方のうち、「反対する」と答えた方と、「賛成するが、相手の家族とはあまり親戚付き合いをしない」と答えた方が、合わせて「11.4%」あり、「わからない」と答えた方が、「41.7%」でした。「同和」や「部落」という言葉を聞いたことはあっても、この言葉に対するマイナスイメージが先行し、具体的にどのようなことなのかわからない方も多くいると思います。実際に葛飾区でも差別事象が発生しています(右表参照)。これらの差別事象は、「同和」や「部落」というものに対して、「自分には関係ないもの」「触れてはいけないもの」などという忌避的な意識が起きているのではないのでしょうか。

また、他にも全国的には、身元確認のための戸籍謄本等の不正請求事件やインターネット上で同和地区出身者に対する誹謗中傷、同和地区の地名等がフロッピーディスクで出回るなど、悪質な差別事象があとを絶ちません。葛飾区では、葛飾区基本計画の理念として「人権・平和」を掲げ、同和問題への取り組みを「区政の重要課題」としてとらえ、基本的な人権の確立のため同和問題などあらゆる差別の解消に努めています。平成19年度、区では「葛飾区人権施策推進指針」を策定しました。同和問題についても、今後はこの指針をもとに様々な啓発・相談事業を実施していきます。

被差別部落出身者という理由で差別をうける同和問題は、重大な人権問題です。この問題を解決するためには、同和問題を正しく理解し、人権が尊重される社会をつくるために、何をすべきか、私たち一人ひとりが真剣に考え、実行することが大切です。

区では、会社や職場での「人権問題研修会」をサポートします。人権に関する各種人権啓発冊子の提供、職員による講義・研修会の実施、専門講師の紹介などのお手伝いをいたします。お気軽に、ご相談ください。

同和問題について考える

あなたの中に差別意識はありませんか？

【区内で発生している差別事象の一部】

	概要
連続大量差別はがき事件	平成15年から16年にかけて、葛飾区を含む都内の同和地区出身者などに、「殺す」「死ぬ」といった表現を用い、悪質な差別語を連ねたはがきが、全国で400通も送りつけられるという事件が発生。この犯人は「脅迫罪」で逮捕され、懲役2年の実刑判決が下された。
マンション建設に係る差別事象	平成7年、建設会社が、マンション建設にあたって、区内に同和地区があるかどうかを確認するため、区の同和対策担当課を訪ねてきた。また、平成9年、不動産業者が、マンション用地の調査のため、部落の有無を確認するため、区施設を訪れた。
差別落書き	平成13年から平成20年5月まで断続的に、区内各所で計23件の同和問題に関する悪質な差別落書きが発見されている。